

中央交渉(1)

文部科学省

【文部科学省】

対応（敬称略）

初等中等教育局財務課教育財政室長補佐 藤岡謙一
同 初等中等教育企画課教育公務員係長 福島 崇
同 初等中等教育企画課教育委員会係 小久保智史
生涯学習政策局社会教育課法規係長 中安史明

1. 義務教育費国庫負担について

- 1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、
税財源等の移譲措置を伴わない廃止・縮減は、単
なる地方転嫁につながるため行わないこと。

文科省 平成17年11月の政府与党合意で平
成18年度より負担率が二分の一から三分
の一へととなったものの、義務教育費国庫負
担制度を堅持することとが確認されている
ところであり、我々としてはこの制度は堅
持していきたいと考えている。

- 2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事
権付与など地方分権に立脚した措置を推進するこ
と。なお、東京23区への人事権付与に関しては都
と全ての区との間における合意を前提として検討
を行うこと。

文科省 政令市への負担先変更については、
給与負担者と人事権については一致するこ
とが望ましいと考えているが、当然いろい
ろと課題もある。まずは確実な税源移譲が
なされる必要がある。これがなければ政令
市における教育の水準低下を招きかねない。
また、都道府県と政令指定都市間の意見調
整も十分ではないので、そうした状況も踏
まえて慎重に検討していきたい。

中核市への人事権付与の問題は平成17年の
中教審答申を踏まえて、都道府県や市町村
教育委員会関係者と意見交換を行っている
ところであるが、関係者間の意見の隔たり
が大きく、我々としては、今年2月の教育
再生会議の提言及び3月の中教審答申を踏
まえ、今般改正された地教行法において、同
一市町村内での転任については、市町村か
らの内申に基づいて都道府県教育委員会が
人事を行うというように規定を行った。

今後関係者から幅広く意見をいただきなが

ら検討を行って行きたい。

自治労 我々も給与負担と人事権の一致が
必要と考えているが、今回の回答では随分
と後退しているというように感じる。昨年
の回答では中教審答申に基づいて着々と検
討を進めることに変わりはないが、この間
は国庫負担率という大きな問題があったた
め、大きく表面化しなかつただけだとい
うことであったが。

文科省 トーンダウンしているわけではな
い。我々としては中教審答申と地方分権の
観点から給与負担を政令市に移譲してい
くことの検討は進めて行きたいと思ってい
る。

しかしながら、何分我々だけで決められ
ることではない。全都道府県と政令市が合
意をし、さらに総務省が税源移譲を確実
にやるということになれば、確実に進んで
いく話だと思う。我々だけがやりますとい
って始まらないが、関係者間の意見調整
は行いたいと思っているし、総務省の考
え方も聞きながら進めてまいりたい。

自治労 総務省ではまず、文科省でフレ
ームを作って欲しいと言っているし、それ
を受け止める用意はあると言っているの
で、文科省から球を投げていく必要があ
るのではないか。この話が出た時は様々
な意見はあったと思うが、現在では多
くの政令市が賛成する方向にある状況
からすれば、ブレーキをかけているのは
文科省なのかと感じる。中核市への人
事権付与についても、政令市の問題が
整理できていない中では少し乱暴な話
だと思うし、東京23区の話にしても
同様だと思うので、まずは文科省が主
体的に働きかけて欲しい。

3. 教員の負担軽減を理由として、教科指導や生徒
指導に密接に付随する事務などを当該業務の本来
的なあり方や、児童・生徒に関する個人情報に対
する守秘性を考慮せず、短絡的に切り分けられて
他の職員、若しくは外部に転嫁する動きが見られ
ることから、これにつながるような指導・助言・
例示などを行わないこと。

文科省 指摘された動きというのがどうい
うことなのか分からないが、個人情報に配
慮するというのは当然のことであり、具
体的にどういう業務を例えばアウトソーシ
ン

グするかということについては基本的には教育委員会が、学校の教育活動という観点から個々の業務についてケースバイケースで適切に判断すべきことだと考えている。

自治労 教員の多忙化解消を理由に他の職員に単純に仕事を振っていくことについては明確に反対しておきたい。教員の仕事は授業をやるだけではなく、付随する事項も含めて総合的に生徒の指導に関わっていくのが日本の教育の在り方であるから、定数増によって対応していくのが原則ではないか。

衆議院の教育関連三法に対する付帯決議の10に教職員定数の改善と共に事務の外部委託という文言があるが、文部科学省としてはこれをどのように捉えているのか。

文科省 教員の職務が教えることだけではないということは否定しない。しかしながら、教員の勤務実態調査からも教員の多忙が明らかになっており、一方で行革推進法により定数は増やせないという中で何ができるかということであり、国会でもそのような付帯決議がついたということである。

具体的にどうするかということについては予算も含めて今後の話。ただし、具体的に何を外部化すべきかということなどまで文科省が細かく指示することはないだろう。

自治労 事務の外部委託化と言った時にどのようなシステムを想定しているのか。学校事務職員は学校で勤務するという制限なども緩和するというようなことも含めて検討しているのか。

文科省 そこはまだ今後の話だ。今のところあくまで学校に置かれる職員ということになっているので、例えば共同実施の推進に関わってそれをどうするというような話もまだまったく決まっていない。

4. 学校教育法等の改正に伴う職の創設にあたっては、従前の事務処理体制を尊重し、主幹や指導教諭が行うことが出来得る指導・助言の対象は教育職員のみとすること。

文科省 学校教育法では、特に誰に対して指導助言するとは書いていない。今回の職の設置目的は、何も今までのものを急に変更するという話ではなく、基本的に今まで

の学校での処理体制が変わるということはないと考えている。ただ、主幹教諭の権限については特に限定はしていないので、教育委員会なり校長の命令の出し方によっては、事務職員の事務に関するということについても権限を持つということはある得と思っている。

自治労 主幹教諭が事務職員の事務に関するということについても権限を持つということについては我々としては絶対に反対である。教員間における職の整理の問題としていただきたい。

文科省 主幹教諭の創設で何もその方を事務の方にはみ出すことを想定したものではない。学校組織体制として一番良い形にさせていただきたいという事であって、その観点で主幹教諭が事務に関することをやった方が良いというのであれば、そうなるだろうし、今までの形がベストであるということであればそれで構わない。主幹教諭に何をさせるかということは学校管理規則とか校長の校務分掌規定とかの中で具体的に決まっていくことになると思う。例えば主幹教諭は従来の教務主任だとか生徒指導主事のような職という形で作られるのが多いだろうと思われるが、法律上、まったく事務のことに口を出せないという解釈までは取りえないだろうと考える。

自治労 学校の事務にも主に教員の業務に付随する教務事務と行政職員が行う行政事務があり、それぞれの職種で整理されている中で、主幹教諭が行政事務に関して指導助言をするということはある得ないと思うが、いかがか。

文科省 主幹教諭を創って学校事務の方まで教員が指導管理をするということを制度設計として意図しているものではないが、学校の業務全体を処理する中で、全く関わることがあり得ないかということそこまでは言えないのではないかとということ。

自治労 今後、説明の際に例の出し方に留意して欲しい。可能性のあることを強調するような言われ方をすると誤解が生じる。

文科省 主幹教諭が具体的に何をするとご質問いただければ、教務主任や生徒指導主事、進路指導主事などがやっているよう

な仕事をする」と答える。今回の質問のようにできるかできないかと問われればできると言わざるを得ないが、そもそも、制度設計としてそういうことを念頭に置いたものではないので、ご心配には及ばないのではないかと考えている。私の説明のしかたが悪いようなら今後改めたい。

自治労 今後、各教育委員会への説明の際には、制度設計としてはこうだという話をさせていただきたい。

5. 生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであるが、指定管理者制度導入等に関しては、不要な指導・助言は行わないこと。

また、公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても、自治体の主体的な判断による地域教育施策の展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

文科省 指定管理者に施設の管理を行わせるということは、地方自治法に基づいて地方自治体の方で当該社会教育施設の設置目的を効果的に達成する必要があるということに基づいて条例を定めて行うものであるから、制度を導入するか否かということは地方自治体のそれぞれの判断であって、文部科学省として指定管理者制度の導入を求めて指導助言を行うような立場にはない。

社会教育施設への整備への補助制度については平成9年度をもって廃止され一般財源化されているところでもあり、社会教育主事の法で必置規定はあるが、政令で人口1万人未満の町村については猶予しており、平成11年の地方分権推進一括法などでも運審の必置規定の廃止や図書館司書の資格要件の廃止など自治体制の規制緩和について努めているところでもあるので、自治体の判断で推進できるよう支援していくというのが原則だろうと考えている。

自治労 これまでも何度か要請している内容であり、そういうことはしないとの回答もいただいているが、教育基本法が変わった関係で下位法についても改正の動きがあるのではないかと考えている。そのことに

ついて特に社会教育法の関係について少し話を聞かせて欲しい。

文科省 今の話の中でまず、一つ原則を明らかにしておきたいが、法改正は国会の事柄であって、我々役人がそうした内容やスケジュール等については、軽々に口走ることは控えなければならないと思っている。現在、中教審の生涯学習分科会の制度問題小委員会で議論は始めていただいております。スケジュールの話はないにせよ、その議論の内容についてはホームページでも紹介されているのでそちらを参照していただきたい。

自治労 例えば社会教育主事制度の改正なども議論はされているようだが、そういうことに対しては文科省としての考えはないのか。

文科省 社会教育主事制度の見直しについて、先ほどの話に戻るが、私の立場から軽々に口走るわけには行かない。意見が出ていると言っても、中教審では社会教育に携わる様々な立場の方から意見をいただいているところであり、それぞれの立場立場でいろいろな話が出ているが、それが即、法改正につながるかということそうではないだろう。我々としては、現状を大切にしなければならないと考えているし、少なくとも現在の制度が長らく果たしてきた役割を今一度分析するところから始めていくことになるだろう。

自治労 推測で結構だが、年内中に改正の動きがあるかどうかだけでも答えられないのか。

文科省 法案を出す出さないというのは政治の判断であって…

自治労 分かった。もう結構。

中央交渉(2) 総務省交渉

【総務省】

対応(敬称略)

行政体制整備室地方行革推進係長 佐川 英之

行政課行政第三係長 工藤 学

調整課企画係長 岩田 真奈

1. 義務教育費国庫負担制度について

- 1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は、単なる地方転嫁につながるため行わないこと。また、係る事態が生じた際においても、教職員全体での検討を前提とし、学校事務職員のみの人件費一般財源化を先行しないこと。

総務省 義務教育費国庫負担については、三位一体の改革の中で議論は尽くした。税源移譲の伴わない国庫負担の廃止・縮減は念頭にはない。また、同様に事務職員のみ的一般財源化というものも同様である。

- 2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

総務省 今、まさに検討されているところだと認識しているが、地方公共団体の意見が様々あり、都道府県から政令市への税源移譲の問題もあるので総務省全体として慎重に検討して参りたい。

自治労 先ほど行った文科省では総務省の考えも加味して判断していきたいと言っていた。ぜひ、総務省から文科省に働きかけをしていただけないか。

総務省 常に、文科省や関係地方公共団体あるいは学校関係者とも話し合っただけで検討を進めたいと考えている。今の話を聞いて文科省が歩み寄っていただければ、我々としても積極的に相談していきたい。

- ## 2. 都道府県立学校の教職員人件費について、地方交付税の算定基礎から除外しないこと。また、都道府県立学校教職員配置については、いわゆる高校標準法を下回る配置を行わないよう指導すること。

総務省 地方交付税の算定において適切に処置をさせていただいており、今後とも引き続き交付税措置の算定として参りたいし、確実に財源措置をして地方の負担とならないようにしていくつもりである。

高校標準法についても、その定数に基づいた財源保障し、配置に支障がないように努

めて行きたい

自治労 高校においても行革推進法の影響で職員定数の抑制が事務センター化や事務の共同化という形で進められている。大都市や強力なリーダーシップを持つ首長がいる自治体は、とかくマスコミに取り上げられやすく、それがさも全国標準であるかのような印象を国民に与えてしまうが、地方によっては単一的な合理化基準でセンター化や共同化が進められてしまうと、結果として例えば広域に動いて証明書を取らなければいけないなど、教育行政サービスの受益者に一方的に負担を転嫁してしまうことになる。そのような事態を制限するには、自治体ごとの裁量に任せるばかりでなく、国から一定の制限を示して貰わなければならないという主旨で掲げた要求であるので承知して欲しい。

3. 生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであるが、指定管理者制度導入等に関しては、不要な指導・助言は行わないこと。

また、公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても、自治体の主体的な判断による地域教育施策の展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

総務省 指定管理者制度の導入あるいは具体的な実施方法については、地方自治団体の主体的な判断により決定できる旨が法律上にも明確に規定されており、この規定からも明らかなように「できる規定」であって、制度を導入するか否かについては、各地方公共団体の判断であることは明確となっている。

不要な指導・助言というのが何を指すのかは判然としないが、制度運営に当たって個別の照会などがあれば適切に指導・助言して参りたい。

自治労 確かに指定管理者制度を導入しなさいとは確かに言っていないが、行革がらみの推進指導が結果として、十分な議論がないまま、例えば財団化されたところなどの手のつけやすい施設からそういうものが

導入されている状況がある。結果として財団職員が失職するなど雇用の問題も生じている。

指導助言を行う際には、上手いかなかった事例も含めて情報を出して欲しい。

総務省 指定管理に出したところについてはその評価も含めて管理監督をきっちりしてくださいと指導している。

4. 学校給食並びに学校用務の運営に関することについて

総額人件費抑制に絡み、国家施策として合理化が進められています。児童生徒の「安全・安心・安定」を保障する学校運営は、「国・地方自治体」の責任で行われなければなりません。近年は大都市が先例となって外部業者等への委託化が全国の自治体へも波及しています。先の観点から看過し難く、上記業務の運営については（労使合意に基づく）自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

総務省 最後の不要な指導・助言ということがおそらく平成17年3月の指針にある民間委託の推進のことだと思うが、総務省としては昨今の地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえると地方公共団体においても行財政改革を進める必要があると考え、出したもの。民間でできることは民間に委ねるという考え方から、事務事業の全般にわたって総点検をしていただき、民間委託を推進してくださいとお願いした。

ただ、これはそれぞれの分野で役割をきっちり検証していただいて、本当に正規職員が必要かどうか十分議論のうえ各地方公共団体で判断していただきたいということであり、総務省として学校用務と学校給食は民間でなくてはならないと強制しているものではない。コスト削減と行政サービスの維持向上という点にご指摘のような安全・安心・安定の観点を加味して十分に議論していただきたいというのが趣旨である。

自治労 行政コスト削減の必要性については理解するが、現状として安心、安全が次の次となって手のつけやすいところから安易に委託化されている状況があり、また、都市部で行われた結果が十分な議論もないまま周辺町村に波及していく実態もあり、

こうした進め方については反対せざるを得ない。

また、民間委託化すると、現場で発生した様々な状況に対して対処の必要があっても、直営の場合と異なり、契約になればやらないし、やれないということもあり、行政サービスの低下につながったり、あるいは結果として契約を追加することでコスト削減とならない事態も生じている。指導助言の際にはそうした事に考慮して欲しい。

現在、現業職員に対して民間比較で厳しい報道がされているが、総務省としてはどのように捉えているのか。単に給料が低ければ良いと思っているわけではないと思うが。

総務省 報道で出されていた官民比較を単純になくせば良いと思っているわけではない。あれはあくまで参考資料の一つとして出したと聞いており、職責や職の内容も正確に同一条件で比較されているわけではないのではないか。

その意味で、格差をゼロにすればよいとかそれより低ければよいということではなく、例えば住民から高いのではないかと疑義が出された時に十分な説明責任が果たせれば良いということだろうと思う。